

全日本小学校バンドフェスティバル実施規定

平成12年3月17日

改定 平成13年7月11日 平成18年7月5日 平成18年11月17日

(総 則)

第1条 この大会は「全日本小学校バンドフェスティバル」という。

第2条 全日本小学校バンドフェスティバルは、各支部から推薦された小学校が参加して、毎年実施する。

第3条 推薦母体となる支部連盟は、次の通りとする。

北海道吹奏楽連盟	東 北吹奏楽連盟
東関東吹奏楽連盟	西関東吹奏楽連盟
東京都吹奏楽連盟	東 海吹奏楽連盟
北 陸吹奏楽連盟	関 西吹奏楽連盟
中 国吹奏楽連盟	四 国吹奏楽連盟
九 州吹奏楽連盟	

第4条 実施会場・日時などの必要事項は、全日本吹奏楽連盟理事会（以下、理事会）で定める。

2 理事会は毎年3月末日までに、翌年度の開催要項を決定する。

(参加資格)

第5条 参加資格は、全日本吹奏楽連盟（以下、全日吹連）に登録された小学校で構成メンバーは、当該小学校に在籍している児童とする。なお、複数の小学校による合同バンドを認める。

2 出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

(支部代表・人員・曲目・賞)

第6条 支部連盟は支部代表団体を決定し、本大会開催日の3週間以前に全日吹連へ推薦・報告する。

第7条 推薦団体数について、各支部から選出する団体数は3団体を基準とし、さらに前年度の各支部の小学校加盟団体数等を勘案してその年度ごとに理事会で定める。

第8条 本大会参加に要する費用は、参加団体の負担とする。

ただし、交通費の一部を全日吹連が補助する。

第9条 参加人員は、自由とする。

第10条 演奏曲は自由とする。

第11条 出演順序は理事会において決定する。

第12条 表彰は金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

第13条 本規定第15条の出演時間を超過した場合は、表彰の対象としない。

(編成・演奏時間・服装・規定課題・審査)

第14条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。ただし、手具の使用は自由とする。

第15条 演奏時間は7分以内とする。なお、演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第16条 演奏形態は自由とする。

第17条 服装等は自由とする。

第18条 審査員は理事会で選出し、理事長が委嘱する。

2 審査員は7名とする。

3 審査方法は別に定める審査内規による。

(その他)

第19条 全日本小学校バンドフェスティバル実施に当たって、理事会が必要と認めた場合は、共催および後援、協賛団体をもつことができる。

2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第20条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

全日本小学校バンドフェスティバル審査内規

平成19年7月9日

- 第1条** この内規は全日本小学校バンドフェスティバル実施規定第18条に基づき審査および判定について定めるものである。
- 第2条** 審査員は「技術」「表現」の2項目について5段階で評価する。
- 第3条** 審査結果の処理は理事長から委嘱された5名によって構成する判定委員会が行う。
- 第4条** 判定委員会は審査員の評価に基づき各部門ごとに金・銀・銅の3段階にグループ分けを行う。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3：4：3をめやすとする。
- 第5条** 第4条による結果は審査員の了承を得、理事長が賞を決定する。
- 第6条** 審査票は出演団体に渡し、審査一覧表は会報に公表する。
- 第7条** この内規は理事会の議決により改定することができる。